第十五条第一項中第三十四号を第十六号とし、第三十五号を削り、第三十六号を第十七号とし、同条第二項中「同項第二十号」を「同項第十四号」に改め、「監督局の所掌に属するものを」及び「同項第三十三号に掲げる事務については」を削る。

第二十二条を削る。

第二十一条第一項中「事務」の下に「（総務課の所掌に属するもの並びに参事官及び検査監理官の所掌に属させられたものを除く。）」を加え、同項第一号中「（郵便貯金銀行を除く。）」を削り、同条第二項中「同項各号」を「同項第一号及び第三号」に、「総合政策局」を「資産運用・保険監督局」に改め、同条を第二十二条とする。

第二十条第一項第一号中「こと」の下に「（総務課の所掌に属するもの並びに参事官及び検査監理官の所掌に属させられたものを除く。）」を加え、同号ただし書を削り、同号イ中「銀行業を営む者」の下に「（次条第一項第一号に掲げる者を除く。）」を加え、同号ロを削り、同号ハ中「銀行持株会社」の下に「（次条第一項第三号に掲げる者を除く。）」を加え、同号中ハをロとし、ホを削り、ヘをニとし、同号に次のように加える。

ホ　信託業又は信託契約代理業を営む者及び信託業法第五十条の二第一項の登録を受けた者

ヘ　資金清算業を行う者

第二十条第二項中「同項第一号に掲げる」を「同項第一号イからハまでに掲げる者の監督に関する」に、「総合政策局」を「資産運用・保険監督局」に改め、同条を第二十一条とする。

第十九条第一項第一号及び第二号中「監督局」を「銀行・証券監督局」に改め、同項第三号中「監督事務（監督局」を「銀行・証券監督事務（銀行・証券監督局」に、「以下この項」を「次号及び第五号」に改め、同項第四号及び第五号中「監督事務」を「銀行・証券監督事務」に改め、同項第六号を次のように改める。

六　金融システムに係るリスク及び複数の金融機関等（第七条第二項に規定する金融機関等をいう。次号において同じ。）に共通するリスクの状況及び動向に関する調査及び分析に関する事務の総括並びにその取りまとめた調査及び分析の結果に基づく必要な施策の企画及び立案に関すること（参事官の所掌に属させられたものを除く。）。

第十九条第一項第十四号中「監督局」を「銀行・証券監督局」に改め、同号を同項第二十号とし、同項中第十三号を第十九号とし、第十二号を第十八号とし、第十一号を第十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

十七　事業性融資の推進に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

第十九条第一項中第十号を第十五号とし、第九号を第十四号とし、第八号を第十三号とし、同項第七号中「こと」の下に「（第七号に掲げるもの並びに参事官及び検査監理官の所掌に属させられたものを除く。）」を加え、同号中ロからヘまでを削り、イをホとし、ホの前に次のように加える。

イ　貸金業を営む者、貸金業協会、登録講習機関、指定信用情報機関及び指定試験機関

ロ　特定金融会社等

ハ　指定紛争解決機関

ニ　為替取引分析業を行う者

第十九条第一項中第七号を第九号とし、同号の次に次の三号を加える。

十　金融商品取引業を行う者（金融商品取引法第二条第八項第十号に掲げる行為を行う場合における当該金融商品取引業を行う者に限る。）、金融商品債務引受業を行う者、取引所金融商品市場を開設する者、外国金融商品取引所、金融商品取引所持株会社、認可金融商品取引業協会（店頭売買有価証券市場の運営及び取扱有価証券の取引に係る業務を行う場合における当該認可金融商品取引業協会に限る。）及び取引情報蓄積機関の検査に関すること（第七号に掲げるもの並びに参事官及び検査監理官の所掌に属させられたものを除く。）。

十一　沖縄振興開発金融公庫、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人福祉医療機構及び独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構の検査に関すること（検査監理官の所掌に属させられたものを除く。）。

十二　商品取引所の会員等のみに対する貸付けの業務を行う者（貸金業法施行令第一条の二第四号に掲げる者をいう。）の届出の受理及び実態調査に関すること。

第十九条第一項第六号の次に次の二号を加える。

七　金融システムに係るリスク及び複数の金融機関等に共通するリスクの状況及び動向を把握するための包括的又は特に専門的な調査、分析及び検査並びにその結果に基づく必要な施策の企画及び立案に関すること（参事官及び検査監理官の所掌に属させられたものを除く。）。

八　金融庁の行政に関する苦情の処理及び問合せに対する情報の提供に関すること。

第十九条第二項中「同項第六号及び第十三号に掲げる」を「同項第七号及び第十号に掲げる事務並びに同項第九号ハに掲げる者の監督に関する」に、「企画市場局」を「証券取引等監視委員会」に、「同項第七号イからヘまでに掲げる者の監督に関する事務及び同項第八号」を「同項第十七号及び第十九号」に、「総合政策局」を「企画市場局」に改め、同条を第二十条とする。

第十八条の見出しを「（銀行・証券監督局に置く課等）」に改め、同条中「監督局」を「銀行・証券監督局」に、「六課」を「四課並びに参事官一人及び検査監理官一人」に改め、「保険課」及び「資産運用課」を削り、同条を第十九条とする。

第一章第三節第三款の款名を次のように改める。

第三款　銀行・証券監督局

第一章第三節第二款中第十七条を第十八条とする。

第十六条第一項第一号中「総務課及び企業開示課」を「他課」に改め、同項第五号を次のように改める。

五　金融商品取引業を行う者の監督に関すること（金融商品取引法第二条第八項第十号に掲げる行為に係るものに限り、検査に関することを除く。）。

第十六条第一項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九　金融商品取引所持株会社の監督に関すること。

第十六条第一項第十号中「限る」を「限り、検査に関することを除く」に改め、同項中第十一号及び第十二号を削り、第十三号を第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二　金融機関の金利の調整に関すること。

第十六条第一項中第十四号を第十三号とし、第十五号を第十四号とし、第十六号を第十五号とし、同項に次の一号を加える。

十六　金融審議会金利調整分科会の庶務に関すること。

第十六条第二項中「同項第七号から第十三号まで」を「同項第六号から第九号まで及び第十一号」に、「総合政策局」を「銀行・証券監督局」に、「同項第十五号」を「同項第十四号」に改め、同条を第十七条とする。

第十五条の次に次の一条を加える。

（信用課の所掌事務）

第十六条　信用課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　銀行業及び無尽業に関する制度の企画及び立案に関すること。

二　信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合及び中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会に関する制度の企画及び立案に関すること。

三　農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会、水産業協同組合法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会並びに農林中央金庫に関する制度の企画及び立案に関すること。